



### 3. 令和5年度税制改正事項について

#### ① 2割特例



インボイス制度施行後に適格請求書発行事業者となった  
免税事業者(令和8年11月まで)

#### ② 少額特例



課税売上高が1億円以下の課税事業者

#### ③ 少額な返還インボイスの 交付義務免除



すべての  
適格請求書発行事業者

#### ④ 登録制度の見直しと 手続きの柔軟化



これから適格請求書  
発行事業者になる  
すべての事業者

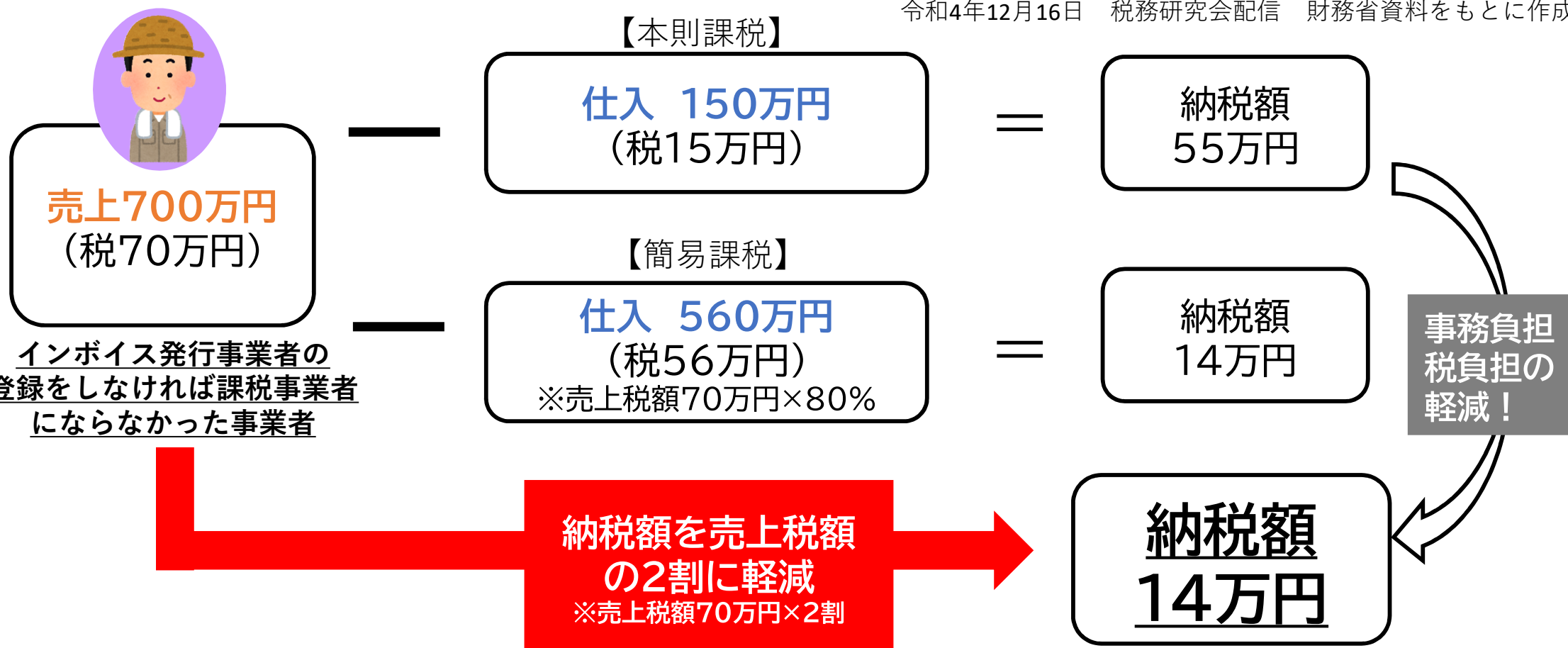


# 3. 令和5年度税制改正事項について(1)

## 2割特例について

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激減緩和措置を3年間講ずることになりました。これにより業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比べても事務負担が大幅に軽減されます。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料をもとに作成



※農業者で2種簡易課税の場合は納税額に変化はありません。  
※負担軽減措置の適応に当たっては事前の届出を求めず、申告時に選択適応できます。



# 3. 令和5年度税制改正事項について(2)

## 少額特例について

基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とします。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料をもとに作成

インボイス  
制度施行

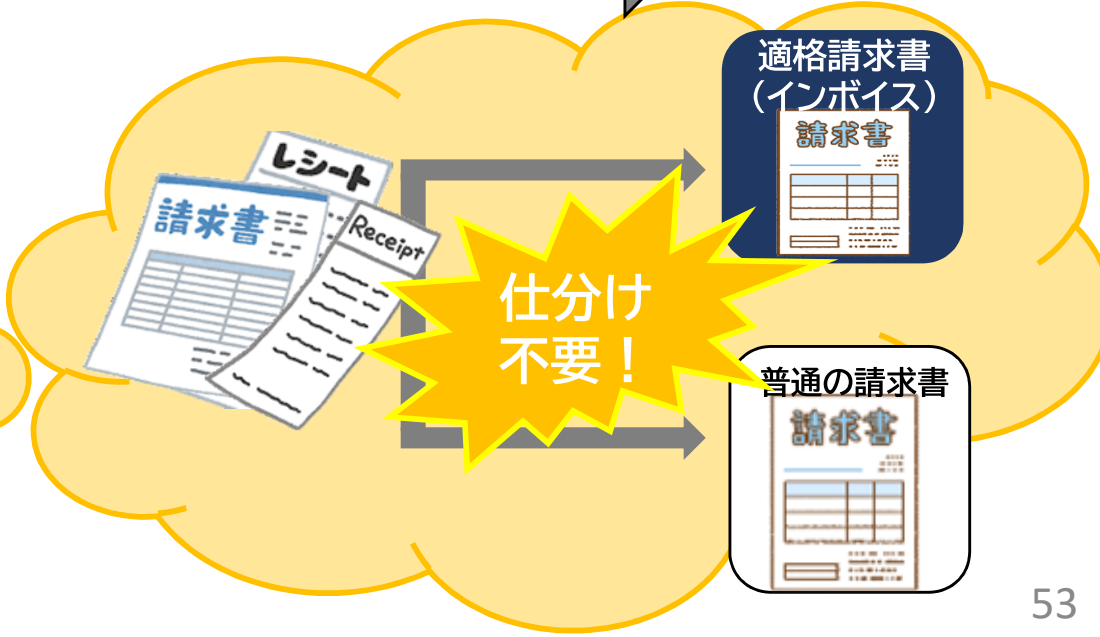
R6.2.28

R6,3,17

R11.9.30

少額特例適応期間(6年間)

【対象者】  
基準期間の  
課税売上高  
一億円以下





### 3. 令和5年度税制改正事項について(3)

#### 少額な返還インボイスの交付義務見直しについて

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類(返還インボイス)の交付義務が課されることとなっております。

今回の改正により事務負担軽減の観点から、少額な値引き等(1万円未満)については返還インボイスの交付を不要とします。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料をもとに作成



振込手数料などを  
差し引いて支払い



返還  
インボイス  
請求書

返還インボイスの  
交付義務

値引き等が少額(1万円未満)である場合、返還インボイスの交付を不要とする

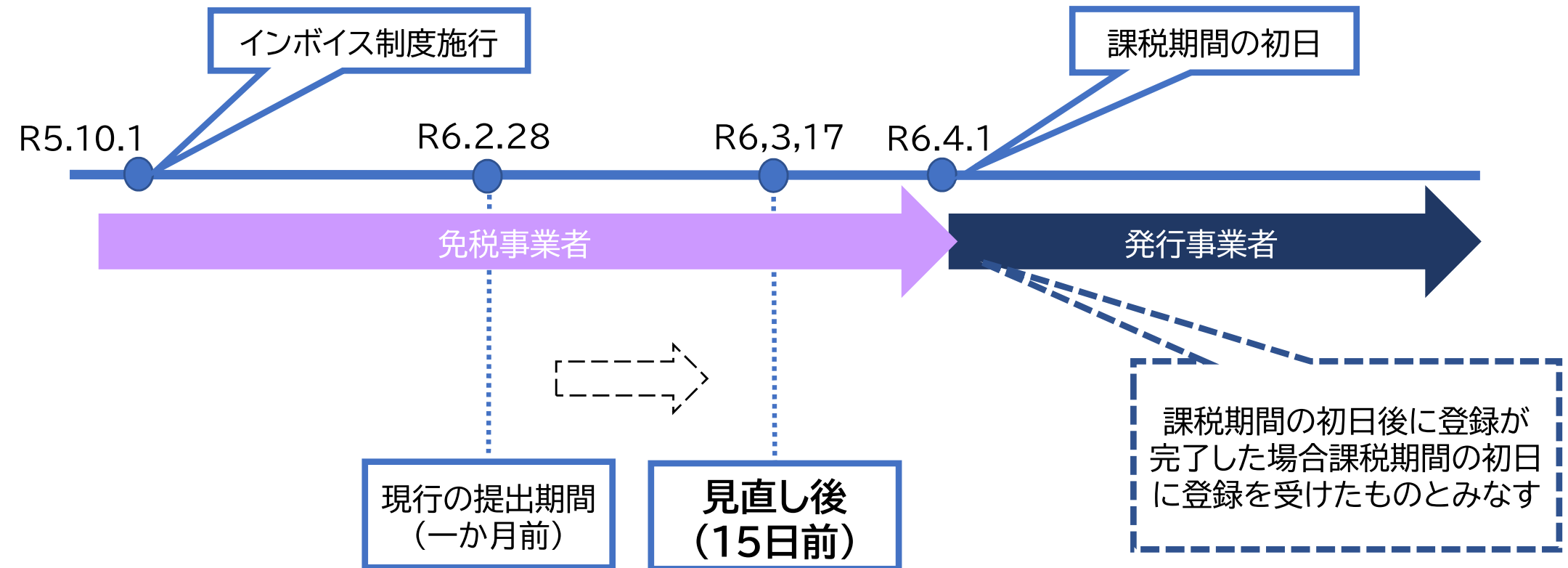


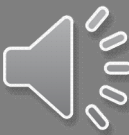
### 3. 令和5年度税制改正事項について(4)

#### 適格保存請求書等保存方式に係る登録手続きの見直しについて

令和5年度税制改正により「インボイス制度開始後」に事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合には、課税期間の初日から登録を受ける場合1か月前に申請書を提出する必要がありました。が、**15日前**まで認められるようになりました。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料をもとに作成





### 3. 令和5年度税制改正事項について(4)

#### 適格保存請求書等保存方式に係る登録手続きの見直しについて

令和5年10月1日～令和11年9月30日までは、課税期間の途中であったとしても適格請求書発行事業者になることが可能です。その際には、申請書に**15日以後**の日を記載し提出します。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料をもとに作成

